

(別紙)

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1条に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 3月30日

津山市長 谷口圭三



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

津山北

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年 2月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	2経営体
個人	26経営体
集落営農（任意組織）	1経営体

4. 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業のあり方

○担い手に集積・集約化する。

○担い手の分散錯圃を解消する